

令和3年度 長崎労働行政のあらまし



大浦天主堂（長崎市）

目次

I 長崎の労働行政を取り巻く情勢	1
II 総合労働行政機関としての施策の推進	2
III ウィズ・ポストコロナ時代の雇用機会の確保	2
IV ウィズコロナ時代に対応した労働環境の整備、生産性向上の推進	8
○長崎労働局の組織	12
○労働基準監督署、総合労働相談コーナー所在地一覧	13
○公共職業安定所（ハローワーク）所在地一覧	14



厚生労働省長崎労働局

労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）



長崎労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/nagasaki-roudoukyoku/>

1 雇用をめぐる動向

(1) 最近の雇用情勢

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、訪日外国人の減少や国内観光などが低迷したことで、観光関連産業の求人数が大幅に減少した。

令和 3 年 4 月の有効求人倍率は 1.04 倍となり、3 か月連続で 1 倍を上回ったが、現在も新型コロナウイルス感染拡大終息の見通しが不透明であるため、今後の雇用失業情勢に大きな影響を及ぼす可能性も考えられる。

(2) 若年者の雇用状況

本県の若年者の雇用情勢については、令和 3 年 3 月新規高等学校卒業予定者の就職内定率が令和 3 年 3 月末現在で 98.3%と対前年同月差で 1.2 ポイント低下し、求職者数 2,779 人(前年 3,045 人)に対して求人数は 4,072 人(前年 5,106 人)となるなど、就職環境は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、昨年度より厳しくなっている。

(3) 高齢者の雇用状況

令和 2 年 6 月 1 日現在の高齢者の雇用状況については、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく高齢者雇用確保措置を実施している民間企業等(常時雇用する労働者が 31 人以上の事業主)は 99.7%と前年比 0.6 ポイント上昇した(全国平均 99.9%)。

(4) 女性の雇用状況

平成 27 年「国勢調査」による女性の労働力率(人口に占める労働力人口の割合)を見ると、本県は 48.2%(全国 50.0%)を占めており、女性の雇用者数は 243 千人(全国 21,440 千人)で、平成 22 年に比べ 6 千人(全国 680 千人)増加している。

(5) 非正規雇用労働者の雇用状況

平成 27 年「国勢調査」による非正規雇用労働者数(勤務先での呼称が「パート・アルバイト・その他」「労働者派遣事業所の派遣社員」)を見ると、本県は、役員を除く雇用者総数の 33.2%(16.6 万人)を占めており、全国(34.9%)と比較すると 1.7 ポイント下回っている。

(6) 障害者の雇用状況

令和 2 年 6 月 1 日現在の民間企業(常時雇用する労働者が 45.5 人以上の事業主)での雇用障害者数が 3,454 人(前年同日比 3.3%増)と 17 年連続で過去最高を更新するなど、一層の進展がみられる。

実雇用率については、2.61%と法定雇用率(2.2%)を上回っており、法定雇用率を達成している民間企業の割合についても、62.7%と全国平均の 48.6%を大きく上回っている状況である。

(7) 職業訓練の実施状況

令和 2 年度の職業訓練の実施状況は、公共職業訓練(離職者訓練)の受講者数が 1,732 人、就職率が 88.6%(施設内)、77.5%(委託)となっている(就職率は令和 2 年 12 月末までに修了した訓練コースの修了 3 か月後の実績)。また、求職者支援訓練の受講者数は 223 人となっている。

2 労働条件等をめぐる動向

(1) 申告・相談等の状況

労働条件その他労働関係に関する相談は 9,429 件(令和 3 年 1 月末時点)、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に関する相談は 433 件(令和 3 年 1 月末現在)、賃金不払いを中心に労働基準関係法令上問題が認められる申告事案が 236 件(令和 2 年)と、依然として数多く寄せられている。

(2) 労働時間の状況

「毎月勤労統計調査」によると、平成 31 年における年間総実労働時間は、事業所規模 30 人以上の一般労働者(常用労働者のうち、パートタイム労働者を除いた労働者)で 2,016 時間(所定内労働時間は 1,850 時間、所定外労働時間は 166 時間)となっており、全国 41 位の低位に留まっている。

(3) 労働災害・労災補償の状況

令和 2 年の労働災害発生状況は、死亡災害 13 件(前年比 4 件増)、休業 4 日以上之死傷災害は 1,717 件(前年比 137 件増)となっている。

また、令和元年度の労災保険の新規受給者数は、6,195 人(前年度比 129 人増)となっている。

Ⅱ 総合労働行政機関としての施策の推進

長崎労働局では、総合的、一体的な労働行政機関として、長崎県の雇用情勢と課題を踏まえて、労働条件の確保・改善、長時間労働対策、労働災害防止対策、特に若年者の長崎県内就職支援を始め、女性・高齢者の活躍促進、障害者の就労支援などを積極的に推進するとともに、長崎県等地方自治体や関係機関・団体とも緊密に連携し、地域に密着した行政運営を図ってまいります。

Ⅲ ウイズ・ポストコロナ時代の雇用機会の確保

1 雇用の維持・継続に向けた支援

新型コロナウイルス感染症の影響等により、休業等を余儀なくされた労働者のために、雇用調整助成金や産業雇用安定助成金の活用を図り、雇用の維持・継続に取り組む事業主を支援します。

2 ハローワークシステム刷新を踏まえた職業紹介業務の充実・強化について

システム刷新により機能を強化したハローワークインターネットサービスの利用促進を図るとともに、新しい生活様式を踏まえ、求職者マイページ及び求人者マイページ開設・活用について働きかけを強化します。

3 業種・地域・職種を超えた再就職等の促進

(1) 職業訓練を通じた職業スキルや知識の習得

長崎県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する公共職業能力開発施設や、民間教育訓練機関等において、地域の職業訓練ニーズを踏まえ、職業に必要な技能及び知識を習得するための職業訓練を推進します。

(2) ハローワークの就職支援ナビゲーターによる業種を超えた再就職等の支援

担当者制での個別支援を強化し、労働市場の状況や産業構造の変化を踏まえたニーズの高い職種、雇用吸収力の高い分野などへの再就職支援を推進していきます。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者への再就職支援

新型コロナウイルス感染症の影響で離職を余儀なくされた労働者のうち、就労経験のない職業に就くことを希望する方の早期再就職支援を図るため、一定期間試行雇用する事業主に対して、試行雇用期間中の賃金の一部を助成(トライアル雇用助成金)します。

(4) ハローワークにおける求人の確保と求人充足サービスの充実

労働市場の変化も見据えた求人開拓を積極的に実施するとともに、求人の充足に向けて、求職者が応募しやすい求人内容の設定や求人条件の緩和等の助言を求人者に対し積極的に働きかけることにより、求人充足サービスの充実を図ります。

(5)「雇用対策協定」による地方自治体との連携

長崎県雇用対策協定に基づく事業共同実施計画を策定し、ハローワーク長崎西洋館センター等の一体的実施施設、離島・半島地域における巡回相談など、地方公共団体との連携を図り就職支援に取り組めます。

4 非正規雇用労働者の再就職支援、新規学卒者への就職支援

(1)ハローワークの就職支援ナビゲーターによる求職者の状況に応じたきめ細かな担当者制支援

新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や雇止めが増加傾向にある中で、非正規雇用労働者や新規学卒者等の雇用の安定のために、職業訓練も含めたきめ細かな就労支援や定着支援、及び積極的な職場情報等の提供について促進していきます。

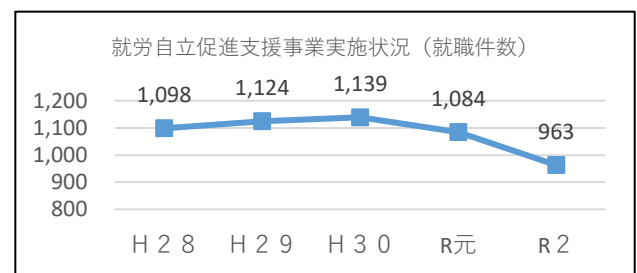
(2)求職者支援訓練による再就職支援

新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず離職した方や、非正規雇用労働者及び自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けることができない方に対する雇用のセーフティネットとして必要な訓練機会を提供します。

また、休業を余儀なくされた方やシフトが減少したシフト制で働く方などが仕事と訓練の受講を両立しやすいよう、短期・短時間の訓練コースの設立を推進します。

(3)ハローワークにおける生活困窮者等の就労支援

地方公共団体と連携し、各地域の福祉事務所等への巡回相談において職業相談・職業紹介を実施し、就職後の職場定着支援を実施します。



(4)生活困窮者等を雇い入れる事業主への助成

生活困窮者・生活保護受給者を雇い入れる事業主に対して特定求職者雇用開発助成金の活用を図り、生活困窮者等の雇入れ及び継続雇用を促進します。

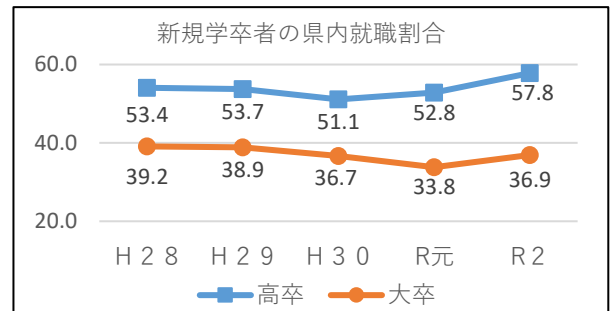
(5)職場情報・職業情報・職業能力の見える化の推進

職場情報総合サイト(しょくばらぼ)及び職場情報提供サイト(日本版 O-NET)の周知を図り、職場情報・職業情報等の提供による求人・求職の効果的なマッチングを図ります。

また、職業能力の「見える化」の観点から、ジョブ・カードの活用促進を図ります。

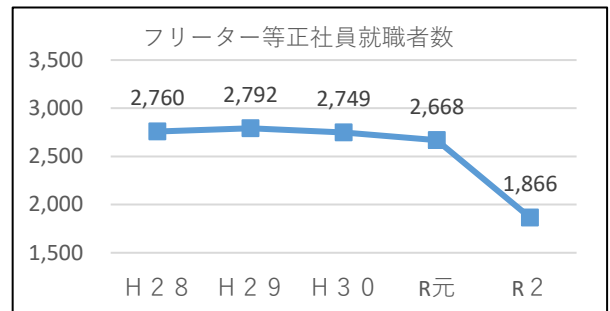
(6)新規学卒者等への就職支援

新卒応援ハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援に加え、就職活動開始前の学生等に対する早期の支援を実施します。



(7)フリーターへの就職支援

わかもの支援コーナー等に配置された就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援を通じて、正社員就職を支援します。



(8)雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の促進等

労働人口の中長期的な減少が見込まれる中、人材不足が顕在化している事業主の雇用管理改善を支援する人材確保等支援助成金により、「魅力ある職場づくり」の促進等を図ります。

5 医療、介護、福祉、保育等分野への就職支援

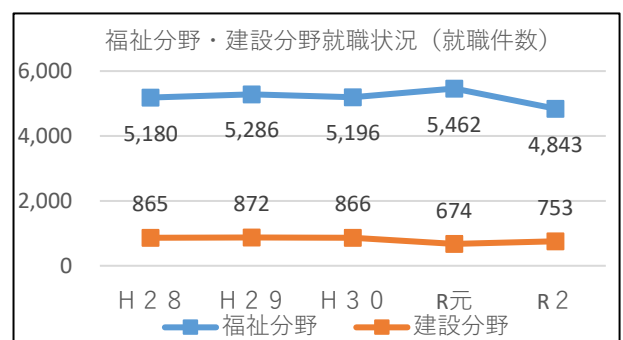
(1)雇用と福祉の連携による離職者への介護分野への就職支援

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者の再就職や、介護分野(障害福祉分野も含む。)における人材確保を支援するため、介護分野向け訓練枠の拡充、職場見学・職場体験を組み込んだ実践的な訓練等を実施します。

また、介護職員の業務に2年間従事した場合に返還免除となる貸付金制度の利用促進を図り、資格取得から就職まで一体的に支援します。

(2)人材不足分野のマッチング

ハローワーク(長崎、佐世保)に設置している「人材確保対策コーナー」を中心に、潜在求職者を積極的に掘り起こし、各種企業説明会等の開催や当該分野の理解を深めるため業界団体などとの連携を強化します。



6 就職氷河期世代活躍支援プランの実施

(1) ハローワークにおける就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援

担当者制による個別の支援計画やキャリアコンサルティング、生活設計面の相談、必要な能力開発施策へのあっせん、就職氷河期世代を歓迎する求人の確保、就職後の定着支援を実施します。

(2) 短時間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得支援

就職氷河期世代のために創設された「短期資格等習得コース」において、短時間で取得でき、安定就労につながる資格等の習得を支援するため、訓練と職場体験等を組み合わせ、正社員就職を支援する出口一体型の訓練を実施します。

また、当該訓練を職業訓練受講給付金の給付対象とし、安心して受講できるよう支援します。

(3) 就職氷河期世代の失業者等を正社員で雇い入れる企業への助成金等の活用

ハローワークに設置している就職氷河期世代の専門窓口等と連携し、事業主・対象労働者に対し、特定求職者雇用開発助成金及びトライアル雇用助成金の周知広報を行い、積極的な活用を図ります。

(4) 地域若者サポートステーションにおける就職氷河期世代の無業者の支援

地域若者サポートステーションにおいて、就職氷河期世代の方々に対する継続的な支援を実施するとともに、オンラインによる相談支援を推進します。

(5) 就職氷河期世代の活躍支援のための都道府県プラットフォームを活用した支援等

官民協働で就職氷河期世代の活躍支援に取り組む「ながさき就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」において、支援策の周知広報、企業説明会の開催等を通じ、就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成する取組を実施します。

7 高齢者の就労・社会参加の促進

(1) 70 歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援

70 歳までの就業機会確保に向けた環境整備を図るため、65 歳を超える定年引上げや継続雇用制度等の導入等を行う企業及び 60 歳から 64 歳までの高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援を行います。

(2) ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援の拡充

65 歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、ハローワーク(長崎、佐世保、諫早、大村)に設置する「生涯現役支援窓口」において、高年齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる効果的なマッチング支援を強化します。

(3) 高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援

死傷者数に占める 60 歳以上の高年齢労働者の割合は 31.5%と全国平均を約 4.9 ポイント上回る現状であり、高年齢労働者の労働災害防止が課題となっており、高年齢労働者が安心安全に働ける職場環境の実現に向けた「エイジフレンドリーガイドライン」等の周知を図ります。

(4) シルバー人材センターなどの地域における多様な就業機会の確保

シルバー人材センターにおいて、就業ニーズと地域ニーズをマッチングし、高年齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を通じて地域社会の活性化等を図るとともに、地域の高年齢者の就業を促進するため、地域の機関が連携して高年齢者の就業を促進する「生涯現役促進地域連携事業」を推進します。

8 女性活躍・男性の育児休業取得の推進

(1) 女性活躍推進法の対象拡大に向けた中小企業への支援等

令和4年4月1日より、改正女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や情報公表が101人以上の企業に義務付けられることから、計画の提出が円滑に行われるよう周知・啓発を行うとともに、両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）の活用や、えるぼし認定制度等についても併せて周知を図ります。

(2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

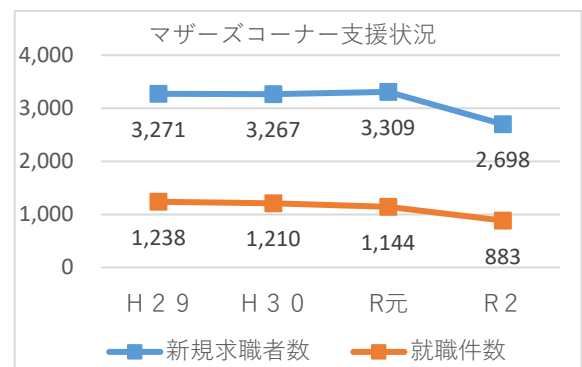
男女の均等取扱い、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等について、男女雇用機会均等法に基づく報告徴収や紛争解決援助の仕組みを積極的に活用し、法に沿った雇用管理が行われるよう周知徹底を図ります。

(3) 不妊治療を受けやすい休暇制度等の職場環境の整備の推進

不妊治療を受けながら働き続けられる環境の整備に取り組む中小企業事業主を支援するため、今年度より要件が拡充された働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）や不妊治療両立支援コースが新設された両立支援等助成金について、あらゆる機会を捉えて周知するとともに、不妊治療と仕事の両立に関する相談支援を行います。

(4) 子育て等により離職した女性の再就職の支援

ハローワーク（長崎、佐世保、諫早、大村）に設置している「マザーズコーナー」を中心に、個々の求職者のニーズに応じ、担当者制を中心とした就職支援を実施するとともに、仕事と家庭の両立ができる求人確保に努めます。



(5) 男性の育児休業取得の促進をはじめとする仕事と家庭の両立支援の推進

令和3年1月1日より施行された子の看護休暇・介護休暇の時間単位での取得を可能とする改正内容を含め、育児・介護休業法に基づく両立支援制度について、個々の労働者が円滑に制度を利用できるよう周知徹底を図ります。また、令和3年6月3日に成立した改正育児・介護休業法及び改正雇用保険法の円滑な施行に向けて、改正内容について十分に理解されるよう、労使団体等と連携して周知に取り組みます。

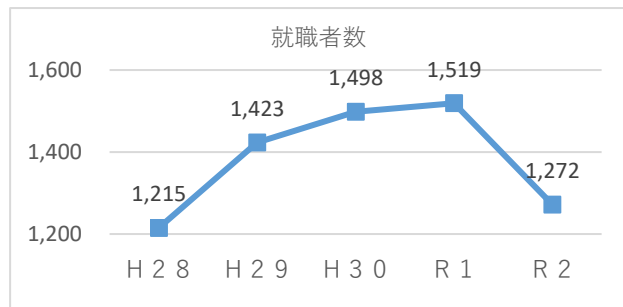
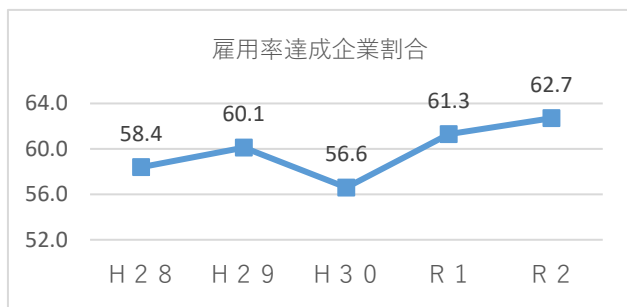
9 障害者の就労促進

(1) 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化

ハローワークと地域関係機関が連携し、障害者雇用ゼロ企業等に対して、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援等を実施し、中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化を図ります。

(2) 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援の強化

精神障害者、発達障害者、難病患者等の求職者については、ハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を推進します。



(3) 障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進

テレワークの形式で障害者をトライアル雇用する場合、最長 6 か月までトライアル雇用期間を延長可能とする等の支援を充実させるとともに、テレワークに係る事業主の理解の促進及びトライアル雇用の周知・活用促進を図ります。

(4) 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援の推進

公務部門において雇用される障害者の雇用促進・定着支援を引き続き推進するため、ハローワーク長崎に職場適応支援者を配置して支援体制を強化し、障害特性に応じた個別支援、障害に対する理解促進を図ります。

10 外国人に対する支援

(1) 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援

外国人雇用管理アドバイザーや就職支援コーディネーターを活用した事業所訪問等による雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助等を行うとともに、雇用維持のための相談・支援等について積極的に実施します。

(2) 外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の強化

労働基準部監督課外国人労働者相談コーナー（ベトナム語）に配置している外国人労働者労働条件相談員を活用することにより、技能実習生を含めた外国人労働者に係る労働相談体制を充実させるとともに、外国人労働者が容易に理解できる視聴覚教材等を周知すること等により、労働災害防止対策を推進します。

(3)外国人求職者等に対する就職支援

長崎新卒応援ハローワークに設置している留学生コーナーを中心に、県内各大学との連携を強化し、外国人留学生等に対するきめ細かな支援を実施します。

(4)ハローワーク等における多言語相談支援体制の整備

電話通訳(多言語コンタクトセンター及びハローワークコールセンター多言語窓口)や多言語音声翻訳機器等を活用し、相談支援体制の整備を図ります。

11 派遣労働者の雇用の安定等

(1)雇用安定措置の履行確保の徹底

同一組織単位に継続して1年以上派遣就業することが見込まれる派遣労働者について、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第30条に基づく雇用安定措置が適正に講じられているか、厳正な指導監督を実施します。

また、令和3年4月1日より、雇用安定措置を講ずるに当たり、特定有期雇用派遣労働者等が希望する当該措置の内容を聴取し、派遣元管理台帳に聴取した内容を記載することが義務化されることについて、派遣元事業主等に対する周知及び指導監督を徹底します。

(2)派遣労働者相談窓口における派遣労働者等からの相談への対応の徹底

労働者派遣契約の中途解除等の相談が寄せられた場合については、必要に応じて指導監督を行うほか、関連機関と連携し、相談解決に向けた体制確保を徹底します。

IV ウィズコロナ時代に対応した労働環境の整備、生産性向上の推進

1 「新たな日常」の下で柔軟な働き方がしやすい環境整備

(1)「新しい働き方」に対応した良質な雇用型テレワークの導入・定着促進

雇用型テレワークについて、適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図るため、長崎働き方改革推進支援センターやテレワーク相談センターとの連携を図り、セミナーの開催等により、テレワークガイドラインに沿って取組を促し、テレワークを実施する中小企業への支援を充実させます。

(2)雇用類似の働き方の者と発注者との契約等のトラブルに関する関係省庁と連携した相談支援等

雇用類似の働き方の者と発注者との契約等のトラブルについて、関係省庁と連携した相談窓口(フリース・トラブル110番)の活用を促進します。

(3) 副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業等への支援等

事業者による副業・兼業を行う労働者の健康確保に向けた取組が進むよう、一般健康診断等による健康確保に取り組む企業に対する助成金（副業・兼業労働者の健康診断助成金）等の支援事業や「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（平成30年1月策定、令和2年9月改定）等の周知等を行います。

2 ウイズコロナ時代に安全で健康に働くことができる職場づくり

(1) 職場における感染防止対策等の推進

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき労使協力の下、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用し、職場の状況に応じた感染防止対策について、取組を推進します。

(2) 長時間労働の抑制

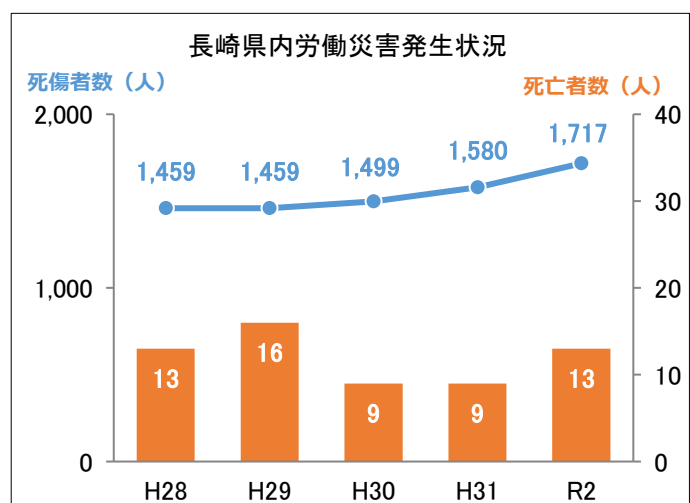
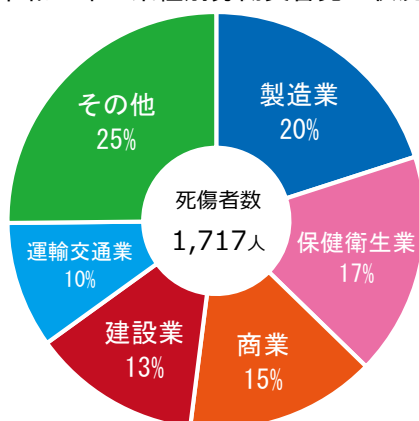
生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成金（働き方改革推進支援助成金）の活用とともに、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導を行います。

また、過重労働が行われているおそれがある事業場に対して、適正な労働時間管理及び健康管理に関する窓口指導、監督指導等を徹底します。

(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

労働災害が増加傾向にある第三次産業等について、安全推進者の配置やリスクアセスメントの普及の促進等を通じて、企業の自主的な安全衛生活動の取組、転倒災害防止対策や介護労働者の腰痛予防対策を促進します。また、産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進及び化学物質対策、石綿ばく露防止対策、放射線防止対策の徹底を図ります。

令和2年 業種別労働災害発生状況



(4)迅速かつ公正な労災保険の給付

新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱い」に基づき、迅速かつ確かな調査決定を行います。また、集団感染が発生した事業場などに対し、必要に応じ、積極的に請求勧奨を行います。

脳・心臓疾患事案、精神障害事案(過労死等事案)については、パワーハラスメント及び複数業務要因災害に係る認定基準の改正を踏まえ、的確な労災認定に努めます。

労災保険請求・支給決定状況

	27 年度		28 年度		29 年度		30 年度		元年度	
	請求	決定	請求	決定	請求	決定	請求	決定	請求	決定
脳血管疾患	3	1	3	1	5	2	9	0	8	2
虚血性心疾患	4	2	4	2	4	1	5	2	1	1
精神障害	13	9	14	10	18	11	20	4	22	7

(5)未払賃金立替払制度の確実・迅速な実施

企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を事業主に代わって支払う「未払賃金立替払制度」について、立替払実地調査員等の活用により確実かつ迅速な処理を図ります。

(6)電子申請の一層の利用促進

電子申請による届出等において電子署名及び電子証明書の添付が不要となるなど、更なる利用促進に向けて講じられた新たな措置の内容についてリーフレット等を用いて説明するなどにより、あらゆる機会に積極的な電子申請の利用勧奨を行います。

3 最低賃金、賃金引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

(1)最低賃金制度の適切な運営

経済動向及び地域の実情(新型コロナウイルス感染症による影響を含む。)などを踏まえつつ、地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。

また、最低賃金額の改定等については、使用者団体、労働者団体、地方公共団体等の協力を得て、使用者・労働者等に周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行います。

(2)最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

業務改善助成金の活用、長崎働き方改革推進支援センターによる相談等支援事業の積極的な周知、また、各地域の商工団体等とも連携を図りながら、労働者の賃金引上げに向けて業務改善や生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援します。

(3)雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

非正規雇用労働者と正規雇用労働者の間の不合理な待遇差を禁止したパートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法の同一労働・同一賃金について、事業主及び労働者に対し、あらゆる機会を通じ広く周知することで、制度の円滑な導入を図ります。

(4)非正規雇用労働者のキャリアアップの推進等

非正規雇用労働者の正社員化や賃金規定の増額改定等の処遇改善に取り組んだ事業主に対してキャリアアップ助成金による支援を行います。

4 総合的なハラスメント対策の推進

(1)職場におけるハラスメント撲滅対策の全国集中実施

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント等職場のハラスメント撲滅の機運の向上を図るため、集中的な広報や「ハラスメント特別相談窓口」の設置等の取組を行います。

(2)中小企業へのハラスメント対策取組支援

令和4年4月1日より、パワーハラスメント防止措置が全ての事業場において義務化されることから、特に中小企業を対象とした説明会等を開催するほか、厚生労働省で委託する専門家による中小企業への個別訪問等によるハラスメント防止対策への取組支援の活用を促すため周知を行います。

(3)早期の紛争解決に向けた体制整備等

あらゆる労働相談に関してワンストップで対応するため、県内7か所に設置している総合労働相談コーナーにおける相談体制の整備を図るとともに、労働局長による助言・指導、紛争調整委員会によるあっせん等により個別労働紛争の早期解決を促進します。

ハラスメントに関する相談の状況

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度 (令和元年度)
パワーハラスメント	701	814	704	875	994
妊娠・出産等	—	49	18	16	22
育休等ハラスメント	—	15	19	15	9
介休等ハラスメント	—	11	16	9	3
セクシュアルハラスメント	74	76	98	98	112

(4)カスタマーハラスメント対策の推進

カスタマーハラスメントの防止対策を推進するため、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」に基づく望ましい取組を説明し、事業主に取組を促します。

5 治療と仕事の両立支援

(1) ガイドライン等の周知啓発

疾病を抱える労働者が治療を行いながら仕事を継続することができるように取り組む必要があります。

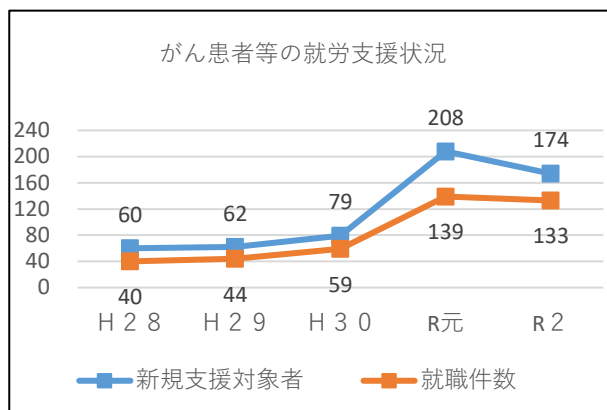
そのため、長崎産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）と連携して、あらゆる機会を捉え、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」及び「企業・医療機関連携マニュアル」の周知、助成金制度の周知や利用勧奨を行います。

(2) 地域両立支援推進チームの運営

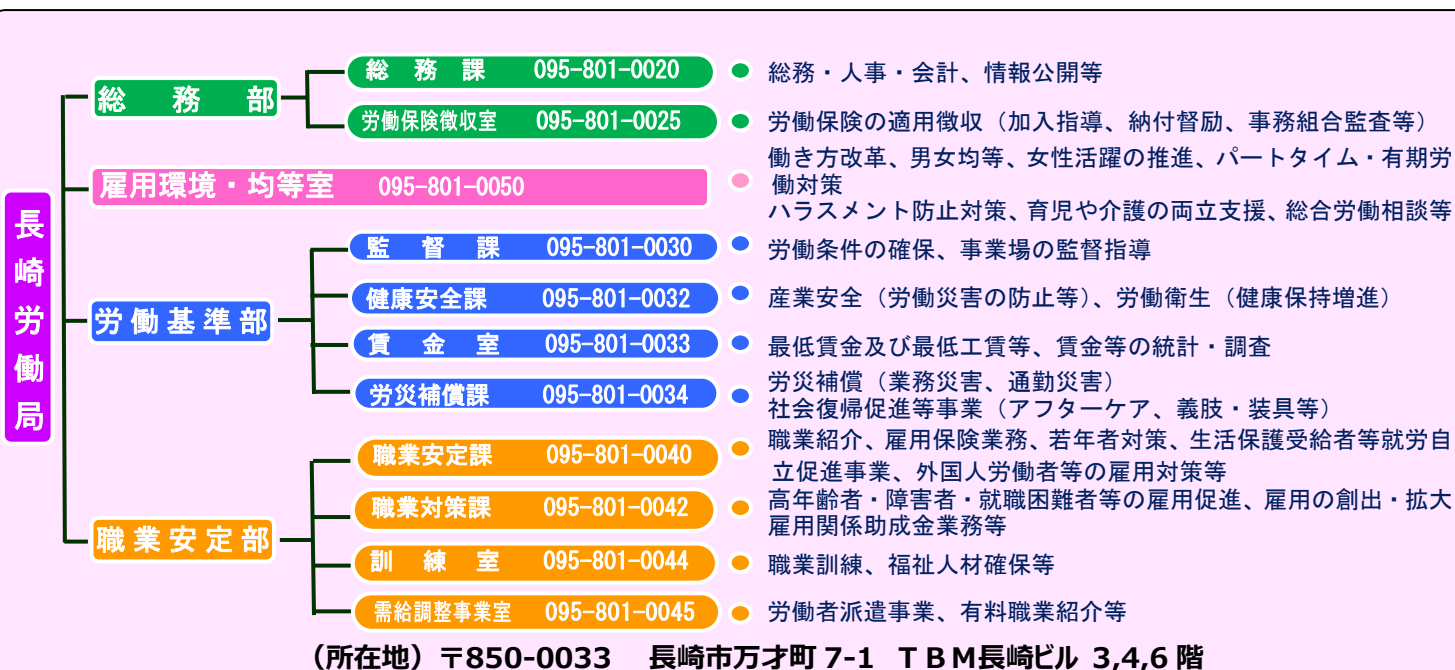
労働局に設置する「長崎県両立支援推進チーム」の活動を通して、地域の関係者（都道府県衛生主幹部局、医療機関、企業、労使団体、産保センター、労災病院等）が連携し、両立支援に係る関係施策の横断的な取組の促進を図ります。

(3) トライアングル型サポート体制の推進

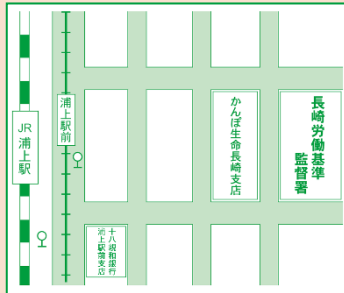
がん患者等に対する就労支援について、がん患者等の診療連携拠点病院等と連携し、離職を余儀なくされた長期療養者に対する出張相談、事業主向けセミナーなどを積極的に実施します。



長崎労働局の組織



労働基準監督署、総合労働相談コーナー所在地



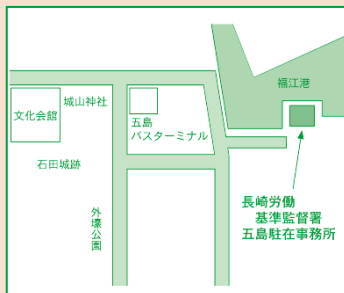
長崎 労働基準監督署

〒852-8542
長崎市岩川町16-16
長崎合同庁舎2階
TEL 095-846-6353



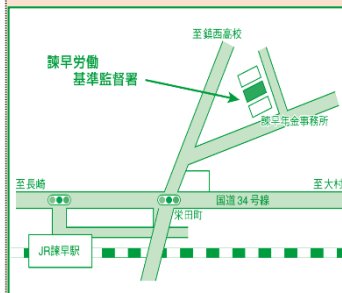
島原 労働基準監督署

〒855-0033
島原市新馬場町905-1
TEL 0957-62-5145



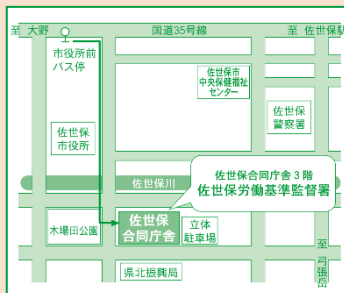
長崎労働基準監督署 五島駐在事務所

〒853-0015
五島市東浜町2-1-1
福江地方合同庁舎内
TEL 0959-72-2951



諫早 労働基準監督署

〒854-0081
諫早市栄田町47-37
TEL 0957-26-3310



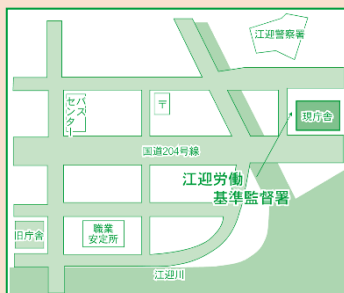
佐世保 労働基準監督署

〒857-0041
佐世保市木場田町2-19
佐世保合同庁舎3階
TEL 0956-24-4161



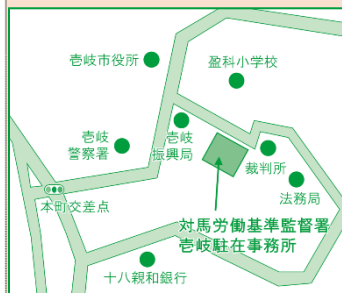
対馬 労働基準監督署

〒817-0016
対馬市厳原町東里
341-42
厳原地方合同庁舎内
TEL 0920-52-0234



江迎 労働基準監督署

〒859-6101
佐世保市江迎町長坂
123-19
TEL 0956-65-2141



対馬労働基準監督署 壱岐駐在事務所

〒811-5133
壱岐市郷ノ浦町本村
触620-4
壱岐地方合同庁舎内
TEL 0920-47-0467

長崎労働局総合労働相談コーナー

長崎市万才町 7-1 TBM長崎ビル 3 階

095-801-0023

長崎総合労働相談コーナー

長崎市岩川町 16-16 長崎合同庁舎 2 階
長崎労働基準監督署内

095-846-6390

佐世保総合労働相談コーナー

佐世保市木場田町 2-19 佐世保合同庁舎 3 階
佐世保労働基準監督署内

0956-24-4161

江迎総合労働相談コーナー

佐世保市江迎町長坂 123-19
江迎労働基準監督署内

0956-65-2141

島原総合労働相談コーナー

島原市新馬場町 905-1
島原労働基準監督署内

0957-62-5145

諫早総合労働相談コーナー

諫早市栄田町 47-37
諫早労働基準監督署内

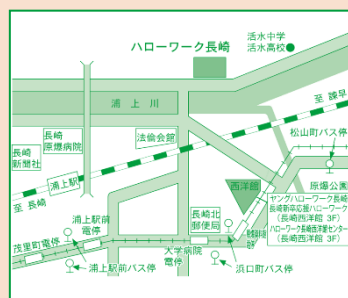
0957-26-3310

壱岐総合労働相談コーナー

壱岐市郷ノ浦町本村触 620-4 壱岐地方合同庁舎
対馬労働基準監督署 壱岐駐在事務所内

0920-47-0501

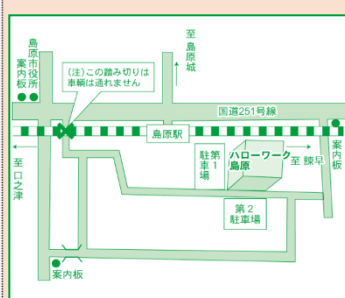
公共職業安定所(ハローワーク)所在地



長崎 公共職業安定所

〒852-8522
長崎市宝栄町4-25

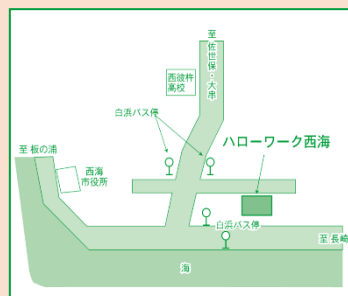
TEL 095-862-8609



島原 公共職業安定所

〒855-0042
島原市片町633

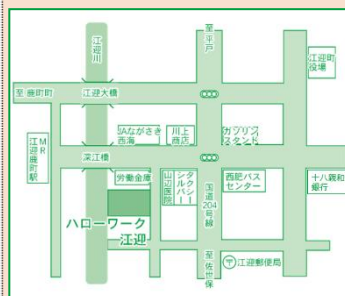
TEL 0957-63-8609



長崎公共職業安定所 西海出張所

〒857-2303
西海市大瀬戸町瀬戸
西浜郷412

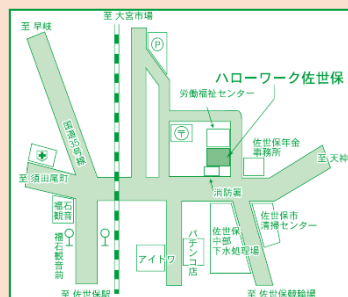
TEL 0959-22-0033



江迎 公共職業安定所

〒859-6101
佐世保市江迎町長坂
182-4

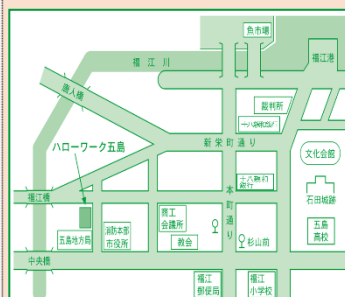
TEL 0956-66-3131



佐世保 公共職業安定所

〒857-0851
佐世保市稲荷町2-30

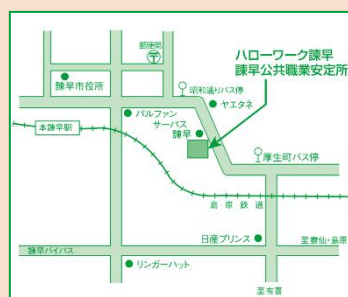
TEL 0956-34-8609



五島 公共職業安定所

〒853-0007
五島市福江町7-3

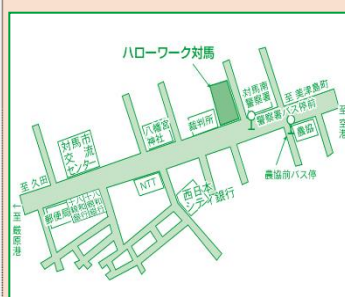
TEL 0959-72-3105



諫早 公共職業安定所

〒854-0022
諫早市幸町4-8

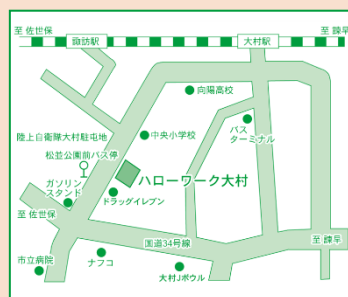
TEL 0957-21-8609



対馬 公共職業安定所

〒817-0013
対馬市厳原町中村
642-2

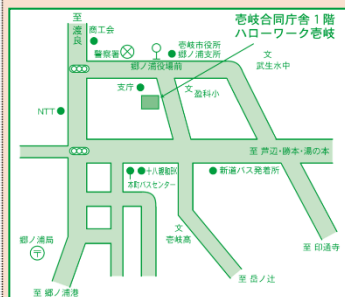
TEL 0920-52-8609



大村 公共職業安定所

〒856-8609
大村市松並1-213-9

TEL 0957-52-8609



対馬公共職業安定所 壱岐出張所

〒811-5133
壱岐市郷ノ浦町本村
触620-4

壱岐地方合同庁舎内
TEL 0920-47-0054

ハローワークプラザ長崎

長崎市築町 3-18 メルカつきまち 3 階

095-823-0810

ヤングハローワーク長崎

長崎市川口町 13-1 長崎西洋館 3 階

095-819-9000

ハローワークプラザ佐世保

佐世保市松浦町 2-28 J A ながさき西海会館 3 階

0956-24-0810

松浦市地域職業相談室

松浦市志佐町里免 365 松浦市役所別館

0956-73-0530



厚生労働省 長崎労働局

〒850-0033 長崎市万才町7番1号 TBM長崎ビル



- 総 務 部
 - 総 務 課 TEL(095)801-0020 FAX(095)801-0021
 - 労働保険徴収室 TEL(095)801-0025 FAX(095)801-0026
- 雇用環境・均等室 TEL(095)801-0050 FAX(095)801-0051
- 長崎労働局総合労働相談コーナー
TEL(095)801-0023 FAX(095)801-0024
- 労働基準部
 - 監 督 課 TEL(095)801-0030 FAX(095)801-0031
 - 健康安全課 TEL(095)801-0032 FAX(095)801-0031
 - 賃 金 室 TEL(095)801-0033 FAX(095)801-0031
 - 労災補償課 TEL(095)801-0034 FAX(095)801-0031
 - TEL(095)801-0019 (レセプト審査)
- 職業安定部
 - 職業安定課 TEL(095)801-0040 FAX(095)801-0041
 - 職業対策課 TEL(095)801-0042 FAX(095)801-0043
 - 訓 練 室 TEL(095)801-0044 FAX(095)801-0041
 - 需給調整事業室 TEL(095)801-0045 FAX(095)801-0041
 - 雇用保険電子申請事務センター
TEL(095)895-5109 FAX(095)895-5299